

第3回熊野町子ども・子育て会議

<メモ>

日時 平成26年11月10日(月)19時～
場所 熊野町役場3階 会議室

次 第

1 開会

2 議事

量の見込み・確保方策について<資料1 P1>

保育所における定員について<資料2 P13>

保育料について<資料3 P14>

その他<資料4 P15>

支給認定に関する基準における保育短時間の下限の経過措置について
放課後児童健全育成事業の拡充について

3 閉会

量の見込み・確保方策について

< 教育・保育提供区域について >

1 教育・保育提供区域とは

市町村は地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めます。

そして、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域（以下、「区域」）を設定」する必要があります。

2 区域と事業計画について

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載する必要があります。

各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」（需要）に対しての「確保方策」（「いつ」「どの施設・事業で」「どのくらいの」提供を行っていくのか）を記載

「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載

認定区分

新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分

- 【1号】3～5歳で、教育のみを必要とする子ども（保護者が働いていない等、“保育に欠けない子ども”）
- 【2号】3～5歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）
- 【3号】0～2歳で、保育を必要とする子ども（保護者が働いている等、“保育に欠ける”子ども）

3 区域設定の際のポイント

国は基本指針にて、市町村が区域を設定する際ポイントを提示しています。

【区域設定の際のポイント（抜粋）】

地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある

区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる

4 本町における区域設定

町内1区域とする。

（町を超えて広い範囲は設定できず、町内全域車で30分圏内であることから、町を二つ以上に分けて狭い範囲を設定する必要もないことから1区域とします。）

平成 26 年 10 月
熊野町

潜在家庭類型割合

家庭類型の定義

ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、「量の見込み」の算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を基本として行うこととされています。

【例】現在、父親がフルタイムで就労中で、母親が専業主婦である家庭は下表のタイプDに分類されますが、母親に1年以内のフルタイムでの就労希望がある場合の潜在家庭類型は、フルタイム×フルタイムのタイプBに分類します。

家庭類型

タイプA	:ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
タイプB	:フルタイム・フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
タイプC	:フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間:月 120 時間以上 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
タイプC'	:フルタイム・パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) (就労時間:月 48 時間未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
タイプD	:専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)
タイプE	:パートタイム・パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間:双方が月 120 時間以上 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
タイプE'	:パートタイム・パートタイム共働き家庭 (両親ともパートタイムで就労している家庭) (就労時間:いずれかが月 48 時間未満 + 48 時間 ~ 120 時間の一部)
タイプF	:無業・無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

保育の必要性の有無

父親	母親	1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育児・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育児・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
	120時間以上	タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'			タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

保育の必要性有無の境界線

【タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法】

タイプBを除き、父母の双方が月 48 時間以上就労している場合は、「保育の必要性あり」のタイプCまたはEに分類されますが、ニーズ調査で以下のとおり回答した場合は、保育を現在も将来も必要としていない家庭として、タイプC'またはE'に分類します。

3～5歳児	教育・保育について、現在の利用状況で「幼稚園」を選択し、今後の利用希望で「認定こども園」または「認可保育所(園)」を選択していない家庭
0～2歳児	教育・保育について、現在の利用状況でも今後の利用希望でも「認可保育所(園)」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「その他の認可外の保育施設」、「居宅訪問型保育」の、いずれも選択していない家庭

また、月 48 時間未満の就労の場合もタイプC'またはE'に分類します。

幼児期の学校教育・保育

(1) 1号認定(認定こども園・幼稚園)

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値				見込値				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	318	313	322	308	231	225	216	222	212

補正: なし

確保 方策	特定教育・保育施設	318	313	322	308	231	225	216	222	212
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	/	/	/	/	/

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプC:フルタイム×パートタイム(下限時間未満) タイプD:専業主婦(夫) タイプE:パートタイム×パートタイム(下限時間以上) タイプF:無業×無業
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」または「認定こども園」を定期的に利用したいと回答した割合
確保方策について	
備考	実績値は、1号認定及び2号認定(幼稚園)を含んでいる (5月1日時点)

(2) 2号認定(幼稚園)

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値				見込値				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	(318)	(313)	(322)	(308)	82	80	77	79	75

補正: なし

確保 方策	特定教育・保育施設	(318)	(313)	(322)	(308)	82	80	77	79	75
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	/	/	/	/	/

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」を定期的に利用しており、さらに「幼稚園」「認定こども園」を定期的に利用したいと回答した割合
確保方策について	
備考	実績値は、1号認定及び2号認定(幼稚園)を含んでいる (5月1日時点)

(3) 2号認定(認定こども園及び保育所)

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	285	293	(263)	223	217	208	214	204

補正:実績値等を考慮して算出

確保 方策	特定教育・保育施設	285	293	(263)	260	253	243	249	238
	特定地域型保育事業	-	-	-					

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3～5歳
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出</p> <p>「推計児童数(人)×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>量の見込みの算出</p> <p>「家庭類型別児童数(人)×「利用意向率(割合)」</p> <p>『利用意向率』とは、アンケートにおいて「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「事業所内保育施設」「認可保育所」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「居宅訪問型保育」「その他の認可外保育施設」のいずれかを定期的に利用したいと回答した中から、「現在、幼稚園を利用している」人を除いた割合</p>
確保方策について	ニーズ調査では利用希望は低い状況であり、見込値も低くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を高く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出している。
備考	実績値は、3月末時点 H26は10/1時点

(4) 3号認定(認定こども園及び保育+地域型保育)【0歳】

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	43	50	(35)	88	87	85	83	80

補正:実績値等を考慮して算出

確保 方策	特定教育・保育施設	43	50	(35)	41	40	39	38	37
	特定地域型保育事業	-	-	-					

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0歳
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出</p> <p>「推計児童数(人)×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>量の見込みの算出</p> <p>「家庭類型別児童数(人)×「利用意向率(割合)」</p> <p>『利用意向率』とは、アンケートにおいて「事業所内保育施設」「認可保育所」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「居宅訪問型保育」「その他の認可外保育施設」のいずれかを定期的に利用したいと回答した割合</p>
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	実績値は、3月末時点 H26は10/1時点

(5) 3号認定(認定こども園及び保育+地域型保育)【1~2歳】

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	143	115	(147)	184	179	180	172	167

補正:実績値等を考慮して算出

確保 方策	特定教育・保育施設	143	115	(147)	148	144	145	139	135
	特定地域型保育事業	-	-	-	/	/	/	/	/

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	1~2歳
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出</p> <p>「推計児童数(人)×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>量の見込みの算出</p> <p>「家庭類型別児童数(人)×「利用意向率(割合)」</p> <p>『利用意向率』とは、アンケートにおいて「事業所内保育施設」「認可保育所」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「居宅訪問型保育」「その他の認可外保育施設」のいずれかを定期的に利用したいと回答した割合</p>
確保方策について	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24の利用率)や推計児童数を考慮し、算出している。
備考	実績値は、3月末時点 H26は10/1時点

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

「利用者支援事業」とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことを言います。

量の見込みについて

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	-	-	-	0	0	0	0	1

補正:平成31年度に向けて整備

確保方策	-	-	-	1	1	1	1	1
------	---	---	---	---	---	---	---	---

確保方策について	多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるよう、H27度からの実施に向けて整備を進める。
備考	

(2) 地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業」とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人回)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	688	788	-	2,026	1,982	1,967	1,897	1,838

補正：実績値等を考慮し、H31の達成に向けて算出

補正算出	688	788	-	923	942	952	977	962
------	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策	688	788	-	923	1,059	1,195	1,331	1,470
------	-----	-----	---	-----	-------	-------	-------	-------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭(A～F)
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「月間利用意向日数(日)」 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」 『利用意向率』とは、アンケートにおいて「地域子育て支援拠点事業を利用している」と「地域子育て支援拠点事業を利用していないが、今後利用したい」人を合わせた割合 『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「地域子育て支援拠点事業を利用している」と「地域子育て支援拠点事業を利用していないが、今後利用したい」人、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」人の月間平均利用希望日数
	補正の考え方
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(3) 妊婦健康診査

「妊婦健康診査」とは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業のことを言います。

量の見込みについて

		実績値			見込値				
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	対象人数(人)	166	169	-	171	170	165	161	155
	健診回数(回)	14	14	-	14	14	14	14	14
	実施数(人回)	2,050	1,908	-	2,394	2,380	2,310	2,254	2,170

補正：なし

確保方策	2,050	1,908	-	2,394	2,380	2,310	2,254	2,170
------	-------	-------	---	-------	-------	-------	-------	-------

確保方策について	人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦一人あたりの健診回数を、国が望ましい回数としている14回で算出
備考	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭訪問）

「乳児家庭全戸訪問事業（乳児家庭訪問）」とは、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
必要数 (実施率)	173 (94.5%)	160 (98.1%)	-	171	170	165	161	155

補正：なし

確保方策	173 (94.5%)	160 (98.1%)	-	171	170	165	161	155
------	----------------	----------------	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策について	見込値は人口推計による出生数となっている。保健師等が、乳児がいるすべての家庭を訪問する。(実施率100%をめざす)
備考	

(5) 養育支援訪問事業等

「養育支援訪問事業等」とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
必要数	12	16	-	20	21	22	22	22

補正：実績値等を考慮して算出

確保方策	12	16	-	20	21	22	22	22
------	----	----	---	----	----	----	----	----

確保方策について	現在、養育支援訪問事業は実施していないが、気になる母子等について、H24～H25年における実績は上記のとおりとなっており、そこから見込値を算定している。今後は、H27以降、既存事業(乳児家庭全戸訪問事業など)の中で対応していく。
備考	

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

「子育て短期支援事業(ショートステイ)」とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	0	0	-	18	17	17	17	16

補正: 近隣市町と連携して対応

確保方策	0	0	-	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---	---	---

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0~5歳
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」
	利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「年間利用意向日数(日)」
	量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」 『利用意向率』とは、アンケートにおいて「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」「短期入所生活援助事業以外の保育事業を利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかと回答した割合 『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した」「短期入所生活援助事業以外の保育事業を利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」人の年間平均該当日数
確保方策について	短期入所生活支援事業(ショートステイ)については、ニーズはあるものの少数であり、本町の提供体制の状況を踏まえ、実績から量の見込みを設定している。なお、今後はニーズをみながら、近隣市町との連携についても検討していく。
備考	

(7)-A 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【低学年】

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)」とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人日/週)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	3	6	-	28	29	26	25	24

補正: 実績値等を考慮し、H31の達成に向けて算出

補正算出	3	6	-	8	10	10	10	10
------	---	---	---	---	----	----	----	----

確保方策	3	6	-	8	12	16	20	24
------	---	---	---	---	----	----	----	----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生低学年児童
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」
	利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「週間利用意向日数(日)」
	量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」 『利用意向率』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせたいと回答した割合 『利用意向日数』とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせたい人の1週あたりの平均利用日数
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24~25の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、H31の見込値の達成に向けて調整している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(7) - B 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
【高学年】

量の見込みについて

(単位:人日/週)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	0	4	-	21	21	22	21	22

補正:実績値等を考慮し、H31の達成に向けて算出

補正算出	0	4	-	4	5	5	6	6
------	---	---	---	---	---	---	---	---

確保方策	0	4	-	4	8	12	16	22
------	---	---	---	---	---	----	----	----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生高学年児童
家庭類型	全ての家庭(A~F)
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「週間利用意向日数(日)」</p> <p>量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>「利用意向率」とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせたいと回答した割合</p> <p>「利用意向日数」とは、アンケートにおいて放課後の時間を「ファミリー・サポート・センター」で過ごさせたい人の1週あたりの平均利用日数</p>
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24~25の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、H31の見込値の達成に向けて調整している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(8) - A 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)
【1号認定及び2号認定による利用】

「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人日)

		実績値			見込値				
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	1号認定	-	-	-	2,163	2,104	2,020	2,075	1,980
	2号認定	-	-	-	22,417	21,813	20,943	21,510	20,527

補正:実績値等を考慮して算出

国の算出基準	1号認定	-	-	-	2,163	2,104	2,020	2,075	1,980
	2号認定	-	-	-	22,417	21,813	20,943	21,510	20,527
合計		14,733	12,951	-	12,779	12,434	11,938	12,261	11,701

確保方策	14,733	12,951	-	12,779	12,434	11,938	12,261	11,701
------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------	--------

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	3~5歳
家庭類型	タイプC:フルタイム×パートタイム(下限時間未満) タイプD:専業主婦(夫) タイプE:パートタイム×パートタイム(下限時間以上) タイプF:無業×無業
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>利用意向の算出 「利用意向率(割合)」×「年間利用意向日数(日)」</p> <p>量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」</p> <p>「利用意向率」とは、アンケートにおいて「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答しており、さらに「不定期の預かり事業を利用したい」と回答した割合と、「幼稚園」を利用していると回答し、「不定期の預かり事業を利用している」人の内、「一時預かり」「幼稚園の預かり保育」を利用している割合をかけたもの</p> <p>「利用意向日数」とは、アンケートにおいて「不定期の預かり事業を利用したい」人の年間平均利用希望日数</p>
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H25の利用率)や推計児童数を考慮し、算出している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(8) - B 一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

量の見込みについて

(単位:人日)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	352	353	-	4,356	4,255	4,185	4,107	3,963

補正:実績値等を考慮して算出

補正算出	352	353	-	354	345	337	336	323
------	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策	352	353	-	354	345	337	336	323
------	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭(A～F)
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)×「潜在家庭類型(割合)」
	利用意向の算出 「利用意向率(割合)×「年間利用意向日数(日)」
	量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)×(「利用意向」-「幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(1号認定による利用)」の利用意向日数-不定期の預かり事業「ベビーシッター」「その他」の利用日数) 「利用意向率」とは、アンケートにおいて、不定期の預かり事業を「利用したい」と回答した割合 「利用意向日数」とは、アンケートにおいて、不定期の預かり事業を「利用したい」人の年間平均利用希望日数
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H25の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(9) 時間外保育事業(延長保育)

「時間外保育事業(延長保育)」とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	130	137	-	306	298	291	290	279

補正:実績値等を考慮して算出

補正算出	130	137	-	140	139	138	140	136
------	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

確保方策	130	137	-	140	139	138	140	136
------	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)×「潜在家庭類型(割合)」
	量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)×「利用意向率(割合)」 「利用意向率」とは、アンケートにおいて「事業所内保育施設」「認可保育所」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「居宅訪問型保育」「その他の認可外保育施設」のいずれかを定期的に利用したいと回答し、さらに「18時以降」の利用希望があった割合
補正の考え方	ニーズ調査では利用希望は高い状況であり、見込値も高くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を低く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24～25の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出している。
確保方策について	これまでの実績等をもとに、充実に努める。
備考	

(10)-A 病児保育事業、子育て援助活動支援事業【病児のみ】
(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

「病児病後児保育事業」とは、病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業のことを言います。

量の見込みについて (単位:人日)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	-	0	-	1,206	1,202	1,154	1,128	1,097
補正: 祖父母等に見てもらえる方を除く 近隣市町と連携して対応								
補正算出	-	0	-	272	261	253	249	239
確保方策	-	0	-	0	0	0	0	0

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	タイプ A :ひとり親家庭 タイプ B :フルタイム×フルタイム タイプ C :フルタイム×パートタイム タイプ E :パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 利用意向の算出 「病児・病後児の発生頻度」×「年間利用意向日数(日)」 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」 『病児・病後児の発生頻度』とは、アンケートの病気やケガの対処において、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」に回答し、かつ「できれば病児のための保育施設等を利用したい」と回答した人と、「病児・病後児の保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合 『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「できれば病児のための保育施設等を利用したい」「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の年間平均利用希望日数
補正の考え方	国の補正方法より、「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」又は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に回答した人について、利用の希望がないものとして、再集計
確保方策について	病児保育事業については、ニーズはあるものの、本町の提供体制の状況を踏まえ、実績から量の見込みを設定している。なお、今後はニーズをみながら、近隣市町との連携についても検討していく。
備考	

(10)-B 病児保育事業、子育て援助活動支援事業【病後児のみ】
(ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業])

量の見込みについて (単位:人日)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	5	6	-	816	813	781	764	742
補正: 保護者等に見てもらえる方を除く								
補正算出	5	6	-	212	204	198	194	187
確保方策	5	6	-	630	630	630	630	630

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	0～5歳
家庭類型	タイプ A :ひとり親家庭 タイプ B :フルタイム×フルタイム タイプ C :フルタイム×パートタイム タイプ E :パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	家庭類型別児童数の算出 「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 利用意向の算出 「病児・病後児の発生頻度」×「年間利用意向日数(日)」 量の見込みの算出 「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向」 『病児・病後児の発生頻度』とは、アンケートの病気やケガの対処において、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」に回答し、かつ「できれば病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人と、「病児・病後児の保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合 『利用意向日数』とは、アンケートにおいて「できれば病後児のための保育施設等を利用したい」「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」の年間平均利用希望日数
補正の考え方	国の補正方法より、「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」又は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に回答した人について、利用の希望がないものとして、再集計
確保方策について	受入可能最大数(1日3人×週5日×42週)を採用している。
備考	

(11)-A 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)【低学年】

「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことを言います。

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	238	228	270	207	212	194	189	180

補正:なし

確保方策	238	228	270	262	275	256	252	244
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生低学年児童
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出</p> <p>「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>量の見込みの算出</p> <p>「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>「利用意向率」とは、アンケートにおいて放課後の時間を「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した割合</p>
確保方策について	ニーズ調査では利用希望は低い状況であり、見込値も低くなっているが、実績値との差があることから、ニーズ調査より増加幅を高く設定している。そのため、実績値の利用状況(H24~26の利用率の伸び率)や推計児童数を考慮し、算出している。
備考	実績値は、8月利用者

(11)-B 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)【高学年】

量の見込みについて

(単位:人)

	実績値			見込値				
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
国の算出基準	0	0	0	93	93	96	93	95

補正:なし

確保方策	0	0	0	58	53	71	93	95
------	---	---	---	----	----	----	----	----

【参考】量の見込みの算出方法について

対象年齢	小学生高学年児童
家庭類型	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム×フルタイム タイプC:フルタイム×パートタイム タイプE:パートタイム×パートタイム
量の見込みの算出方法	<p>家庭類型別児童数の算出</p> <p>「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」</p> <p>量の見込みの算出</p> <p>「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」</p> <p>「利用意向率」とは、アンケートにおいて放課後の時間を「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した割合</p>
確保方策について	まずは、低学年と小学校4年生及び障害を持つ子どもを受け入れる体制整備に努め、そのほか小学校5・6年生児童の受け入れについては、小学校の余裕教室の活用、公民館事業での対応など、居場所づくりを進めていく。(H30以降には、すべてのニーズを確保できるように努める)
備考	

2 . 保育所における定員について

議事 1「量の見込み・確保方策について」を踏まえ、5歳児までの幼稚園・保育所の利用見込みは、次表のとおりとなる。

実績及び見込（確保方策）

	実績				見込（確保方策）				
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1号	318	313	322	308	231	225	216	222	212
2号（幼稚園）					82	80	77	79	75
幼稚園計	318	313	322	308	313	305	293	301	287
2号	295	285	293	263	260	253	243	249	238
3号（0歳）	47	43	50	35	41	40	39	38	37
3号（1-2歳）	130	143	115	147	148	144	145	139	135
保育所計	472	471	458	445	449	437	427	426	410
保育所定員	450	450	450	450	450	450	450	450	450

10/1 現在

保育所定員については、これまで450名としてきました。

平成27年度以降の見込みとしては、その450名を割っていますが、一部の保育所において建て替えの見込みがあること及び公立保育所の指定管理契約更新が平成29年度にあることから、当面、現状の450名のままとし、平成29年度以降については、平成28年度の子ども・子育て会議で協議することとします。

3 . 保育料について

保育所

1 保育所の保育料設定について

新制度における保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担額（保育料）の設定については、国の示す利用者負担額を限度に市町において定めることとなる。
 現在の本町保育所保育料は、現行制度の国が定める徴収基準額から町費にて軽減を図るとともに、所得階層についても細分化を行っている。新制度においても子育て世帯への負担軽減を図るため、現在の区分を継続することとする。
 保育料は、国が示す公定価格の給付単価限度額を上回ることはないように設定することとする。
 新制度においても国の基準どおり（現行制度と同様）に就学前児童が複数いる世帯については在籍する第2子を半額、第3子以降を全額免除することとする。

2 大きな変更点

所得階層設定においてこれまで所得税に基づき区分していたが、新制度では町民税所得割額により区分する。
 保育所の入所基準で保護者の就労により保育時間が標準時間（11時間）と短時間（8時間）に区分されたことから、短時間保育者の保育料を設定する。（概ね標準時間の1.7%）
 これまで、所得確定時（7月）までは暫定の保育料とし、所得確定後に年度の保育料を確定していたが、新制度では4月から8月までは前年度の町民税所得割額で、9月以降を当該年度の町民税所得割額に基づき保育料を算定する。（参考資料 P16 下参照）

3 短時間保育について

就労時間が月平均120時間未満の者（ただし、1日8時間勤務の者を除く）は短時間保育の認定となり、保育所等が定めた時間（例：8時30分～16時30分）以外に保育を受けた場合、延長保育料を要する。

幼稚園

幼稚園の保育料設定について

幼稚園保育料においては、これまで国基準に基づく保育料が存在していなかったが、新制度では、新制度に移行する幼稚園等の保育料を市町が設定することとなる。したがって、町外の新制度に移行するこども園や幼稚園に就園している世帯の保育料も本町が設定することとなる。

幼稚園保育料についても、これまでの就園奨励費を加味し算定することとする。

新制度に移行しない私立幼稚園においては、これまでどおり幼稚園が保育料を設定し、保護者は就園奨励費を受け取ることとなる。

（町内の幼稚園は、平成27年度については新制度へ移行しない方針）

現時点で町内に設置された幼稚園等が新制度に移行しないこと、近隣市町の保育料や来年度の就園奨励費の額が明確になっていないことなどから、来年度においては、幼稚園等の保育料は幼稚園等が設置されている市町の保育料を適用することとする。

保育所保育料基準（案）

(1) 所得税	(2) 国階層	(3) 国階層区分	(4) 町階層	(5) 町階層区分	現行制度				新制度	
					(6) 3歳未満		(8) 3歳以上		(10)	(11)
					国保育料	町保育料	国保育料	町保育料	国階層区分新基準 (町民税のみ)	町階層区分新基準 (町民税のみ)
非課税世帯	1階層	生活保護世帯等	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	生活保護世帯等	生活保護世帯等
	2階層	町民税非課税母子世帯	B	町民税非課税母子世帯	0	0	0	0	非課税母子世帯	非課税母子世帯
		町民税非課税世帯		9,000	4,000	6,000	3,000	非課税世帯	非課税世帯	
3階層	町民税課税世帯	C	町民税課税世帯	19,500	10,000	16,500	8,000	48,600円未満	48,600円未満	
課税世帯	4階層	40,000円未満	D01	町民税10,000円未満		15,000		13,000	48,600円以上	48,600円以上
			D02	10,000円以上18,000円未満		17,000		15,000		60,600円以上
			D03	18,000円以上40,000円未満	30,000	23,000	27,000	19,000		60,600円以上
	5階層	40,000円以上103,000円未満	D04	40,000円以上68,000円未満		35,000		22,000	97,000円以上	97,000円以上
			D05	68,000円以上103,000円未満	44,500	42,000	(41,500)	23,000	130,200円以上	
	6階層	103,000円以上413,000円未満	D06	103,000円以上179,000円未満		52,000		25,000	169,000円以上	169,000円以上
			D07	179,000円以上264,000円未満		55,000		26,000		214,500円以上
			D08	264,000円以上413,000円未満	61,000	57,000	(58,000)	27,000		256,000円以上
	7階層	413,000円以上734,000円未満	D09	413,000円以上734,000円未満	80,000	58,000	34,520(77,000)	28,000	301,000円以上	301,000円以上
	8階層	734,000円以上	D10	734,000円以上	95,480(104,000)	60,000	34,520(101,000)	30,000	397,000円以上	397,000円以上

4 . その他

支給認定に関する基準における保育短時間の下限の経過措置について

支給認定に関する基準（別表 1）＜第 2 回会議資料より＞

	国の示す基準	熊野町が定める基準
保育の必要性の事由	<p>児童の保護者（主に両親）のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当し、児童に対する保育が必要と認められる場合</p> <p>就労</p> <ul style="list-style-type: none"> フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な就労は除く。） 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>妊娠、出産 疾病、障がい 同居または長期入院等している親族の介護・看護 災害復旧 求職活動（起業準備を含む） 就学 虐待やDVのおそれがある。 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p> <p>その他、上記の類する状態として町が認める場合</p>	国の示す基準のとおり
区分（保育の必要量）	<p>主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した大括りな 2 区分の保育認定を行う。</p> <p>保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均 275 時間 / 月（212 時間超 292 時間以下） 1 日 11 時間までの利用に対応するもの 就労に係る下限は、月 120 時間程度 <p>保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平均 200 時間 / 月（最大 212 時間） 1 日 8 時間までの利用に対応するもの 就労に係る下限は、一時預かり事業で対応可能な短時間就労を除く 1 月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、町が地域の就労実態等を考慮して定める。 <p>「妊娠、出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」等については、保育標準時間とする。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p> <p>保育短時間の下限は 1 月 48 時間とする。</p>

認定基準は、現行の制度や各市町村における運用の実態等を勘案することや、現行制度で保育所に入所できている子どもが、新制度移行によって、ただちに退所させられるようなことがないよう留意が必要とされている。

現行の入所における就労時間の下限 … 月 30 時間（＜ 48 時間）

新制度においては、保育短時間の下限は、国が示した最低基準の月 48 時間を採用するものとするも、次のとおり経過措置を定めます。

< 経過措置 >

平成 26 年度に保護者の就労時間が月 48 時間未満で入所していた児童については、平成 27 年度以降継続して入所する場合に限り、同就労時間での入所を卒園までは認めるものとする。また、同児童が在籍している間、同世帯の児童の入所を同条件で認めるものとする。

放課後児童健全育成事業の拡充について

次の実施要領により調査を実施しました。

放課後児童クラブに関するアンケート調査実施要領

1 調査の目的

国においては、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が来年度から実施されることとなっており、これを受けて本町では、昨年度、小学 4 年生までのお子様をもつ世帯を対象とした制度全般にわたるニーズ調査を実施し、各種の子育て支援サービスの充実について検討している。

今回行うアンケート調査は、来年度からの児童クラブの運営、特に対象学年、開設時間について、現在利用されている児童の保護者だけでなく、これから利用を考えようとしている保護者の意見を伺い、平成 27 年度から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」に向けて、就学児童の放課後児童クラブの利用意向等を把握するため、「放課後児童クラブに関するアンケート調査」を実施する。

2 調査対象者

熊野町内の小学校に在籍している小学 3 年生児童の保護者

3 実施方法

実施時期

- (1) 学校依頼日 10 月 14 日（火）
- (2) 回収期限 10 月 17 日（金）

実施方法

- (1) 配布 担任の先生から児童へ配布
- (2) 回収 担任の先生が児童から回収
(学校で取り纏めていただいた後、教育委員会を通じ民生課へ)

4 主な調査内容

主な調査項目

- 児童クラブの利用の有無
- 利用日数
 - 4 年までに拡充した場合の利用意向
 - 開設時間の希望
 - 対象学年の利用意向（何年生まで利用するか）

< 配布数及び回収結果 >

	第1				第2		第3			第4		
	1組	2組	3組	合計	1組	1組	2組	合計	1組	2組	合計	
配布数	29人	29人	29人	87人	13人	21人	22人	43人	35人	34人	69人	
回収数	22人	27人	27人	76人	12人	14人	22人	36人	25人	26人	51人	
回収率	75%	93%	93%	87%	92%	67%	100%	84%	71%	76%	74%	

全校 配布数 212人 回収数 175人 回収率 82.5%

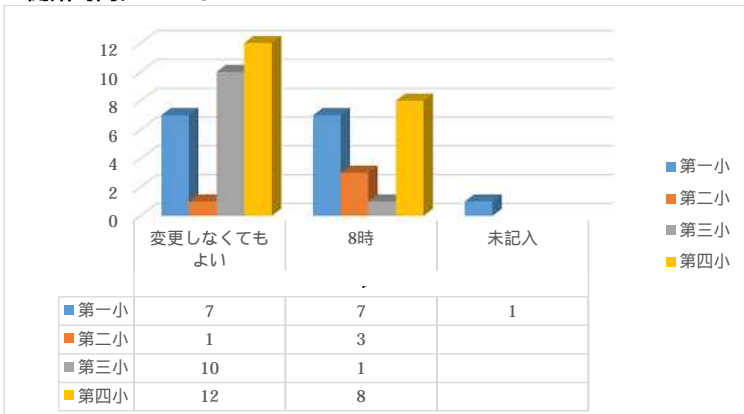
以下、調査票中の問2 「来年度児童クラブが4年生まで拡大した場合、お様は利用されますか。」の質問で利用したいと答えた方（50人）のみで集計

< 利用期間について >



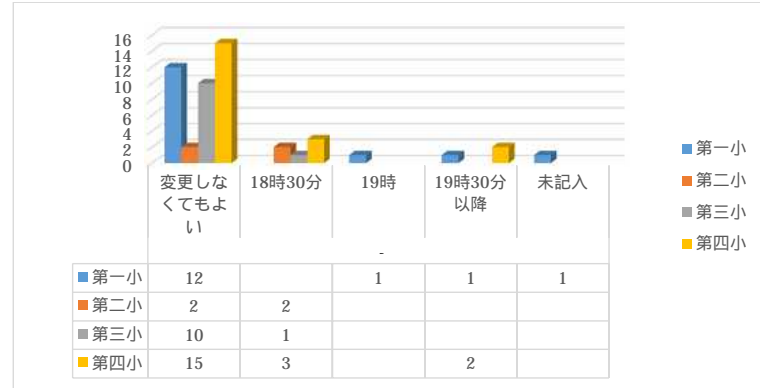
4年生まで拡大した場合に利用したいと答えた50人のうち、夏休みなどの長期休暇のみ利用したい方が27人（54%）、通年で利用したい方が21人（42%）となっています。

< 開始時間について >



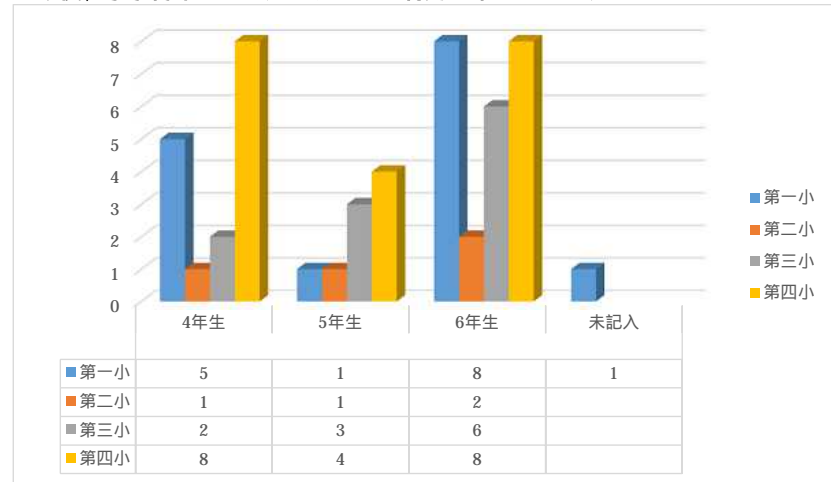
現行の8時30分でよい方が30人（60%）いましたが、19人（38%）の方が8時への変更希望をされていることから、8時への開始時間変更を検討

< 終了時間について >



現行の18時のままでよい方が39人（78%）と約8割を占めています。次いで、18時30分までの変更希望が6人（12%）となっています。

< 今後、小学何年生まで児童クラブの利用を希望されますか？ >



児童クラブ学年拡大については、4年生までが16人（32%）、5年生までが9人（18%）、6年生までが24人（48%）となっています。

上記アンケート結果から新制度への移行についての拡充事項検討
平成27年度から4年生に対象学年を拡大
土曜日並びに長期休業中の開始時間：午前8時30分を午前8時に変更